

令和7年度裾野市農業委員会7月総会 議事録

1. 開催日時 令和7年7月10日(木) 午後1時30分から午後3時00分
2. 開催場所 裾野市役所401会議室
3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	大庭 清宏	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	井上 恭男
2	荻田 弘明	8	高草 富一	東	芹澤 秀雄	富岡	杉山 守正
		9	西島 則夫	西	市川 光一	富岡	渡邊 光永
4	勝又 和一	10	渡邊 博美	深良	大庭 洋行	須山	中村 偉文
5	杉山 邦利	11	杉山 克己	深良	勝又 勝美		
6	杉山 利博	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

3	勝又 直美						
---	-------	--	--	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 八木幸次 書記 西島敬光 書記 久保裕太郎

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

5	杉山 邦利	6	杉山 利博
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第7号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (2) 議第11号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (3) 議第12号 非農地証明願の裁定について
- (4) 議第13号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和7年度裾野市農業委員会7月総会を開会します。
 本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議
 ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、5番 杉山邦利委員、6番 杉山利博委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太
 郎氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第7号 農地法第5条の規定による農地転用届出に
 対する受理について 番号1～8 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第7号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
 番号1～8

(議案朗読により説明)

議 長	ただ今の報第7号 番号1～8について、質疑等がありましたらお願いします。
高草富一委員	番号8ですが、地図を見ると道路に接して無いように見えるのですが。
事務局	今回、番号4～7までが宅地分譲11区画で、番号8は宅地分譲内の道から、受人の農地に入るための通行路敷地となります。
議 長	ほかに質疑等がありましたらお願いします。 こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。 次に、議第11号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第11号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1 (議案朗読・投影写真により説明)
議 長	続きまして、地区担当委員 推進委員 中村偉文委員から議案について説明をお願いします。
地区担当委員	申請地は3筆で、市街化調整区域内の白地農地です。 面積は合計500㎡で、地目は公簿が畑、現況が休耕地です。 渡人は、平成28年に売買により受人の父から申請地を取得しましたが、受人が買い戻すことで話がまとまり、申請に至りました。 受人は、農業経験はありませんが、農作業経験が30年以上ある親族に指導してもらいながら、農作業に取り組み、主に露地野菜を栽培する予定です。 申請地取得後の経営農地は500㎡で、通作にかかる時間は、徒歩すぐです。 従事日数の基準や地域との調和についても問題ないかと思います。 耕作計画によると、露地野菜を栽培する予定です。 周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。 ご審議のほどお願いします。
議 長	ただ今の議第11号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。
高草富一委員	地図を見ますと、ほかの民家と隣接しているように見えますが、大丈夫でしょうか。
中村偉文委員	現地調査の時、隣との境に生け垣がありましたので、問題ないと思われます。
議 長	ほかに質疑等がありましたらお願いします。 それではお諮りします。議第11号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	それでは、全会一致で許可することに決定します。 次に、議第11号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第11号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長	続きまして、地区担当委員 推進委員 市川光一委員から議案について説明をお願いします。
地区担当委員	申請地は1筆で、市街化調整区域内の白地農地です。 面積は合計 360 ㎡で、地目は公簿、現況ともに畑です。 渡人は、平成5年に相続により申請地を取得しましたが、住まいが市外のため、受人に管理を手伝ってもらっていましたが、受人に贈与することで話がまとまり、申請に至りました。 受人は、農業経験のある母を手伝っていたことで農作業経験があり、主に露地野菜を栽培する予定です。 申請地取得後の経営農地は 360 ㎡で、現在は市外に居住していますが、申請地のすぐ南側に居住している母と兄の協力を得ながら耕作することです。 地域との調和についても問題ないかと思います。 耕作計画によると、露地野菜を栽培する予定です。 周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。 ご審議のほどお願いします。
議 長	ただ今の議第11号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。
井上恭男委員	写真を見ますと大きな木が1本あるが、耕作できるのでしょうか。
事務局	柿の木で、果樹となります。 縦長で広い筆のため現時点では奥のほうは手を入れていません。
井上恭男委員	部分的な耕作になりますか。
事務局	はい。
高草富一委員	受人についてですが、地元にはお母さんとお兄さんがいるとのことですが、お兄さんではなく弟さんが受人なのはどうしてですか。
事務局	本件は渡人が譲受人に引き渡したいという意向があり、申請に至りました。
議 長	ほかに質疑等がありましたらお願いします。 それではお諮りします。議第11号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	それでは、全会一致で許可することに決定します。 次に、議第12号 非農地証明願の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第12号 非農地証明願の裁定について 番号1 (議案朗読・投影写真により説明)
議 長	続きまして、地区担当委員 推進委員 井上恭男委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員	願出地の現況は、山林となっています。面積は187㎡です。 願出人は、平成29年に相続により願出地を相続しましたが、その頃からすでに森林の様相を呈していました。願出地は、道路と河川に接した狭小な農地であり、周辺も山林となっていることから農地としての活用が難しいことから、願出人の父が昭和60年ころにヒノキを植林しました。 植林してから40年程度経過しており、現在は山林としての維持管理が認められ、今後も維持管理していくとのことから基準を満たしていると考えられます。 願出地の北側は河川、西側・南側は道路、東側は山林となっており、周辺農地への影響はないと思います。ご審議をお願いします。
議 長	ただ今の議第12号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。 (質問、意見等 なし)
議 長	それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第12号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	それでは、全会一致で許可することに決定します。 次に、議第12号 非農地証明願の裁定について 番号2 事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第12号 非農地証明願の裁定について 番号2 (議案朗読・投影写真により説明)
議 長	続きまして、地区担当委員 10番 渡邊博美委員から議案について説明をお願いします。
地区担当委員	願出地の現況は、山林原野となっています。面積は2筆合計で573.9㎡です。 願出人は、平成7年に相続により願出地を取得しましたが、相続前から願出地の管理はできておらず、願出人も体調不良により管理ができず、親族により管理していた時期もあったようですが、手が回り切れず、耕作がされない状態が続いていたことにより原野化していました。現況からみて、農地への復元は困難であります。 課税地目は「田」となっていますが、現況は原野となっています。 道路沿いの願出地は、北側が別所有者の農地、東側と南側は水路と赤道、西側は道路と接しています。また、もう一筆の願出地の北側は、赤道と水路、東側は原野、西側は雑種地、南側は宅地となっています。 願出地は既に、原野の状態となり相当年数が経過しているため、周辺農地への影響はないと思います。ご審議をお願いします。
議 長	ただ今の議第12号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。 (質問、意見等 なし)
議 長	それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第12号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議 長	それでは、全会一致で許可することに決定します。 次に、議第12号 非農地証明願の裁定について 番号3 事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第12号 非農地証明願の裁定について 番号3 (議案朗読・投影写真により説明)
議 長	続きまして、地区担当委員 推進委員 杉山守正委員から議案について説明をお願いします。
地区担当委員	願出地の現況は、願出地に隣接する住宅の宅盤を支える法面として使用されており、面積は2筆合計29.88㎡です。 願出人は昭和58年に相続により願出地を取得しましたが、当時から願出地に隣接する場所には、建物が建てられており、宅地を支える法面として利用されていました。 願出地に隣接する住宅は、昭和56年に建築され、その後、平成15年に既存宅地として新たに建築がされており、適法であることを確認しています。 建築物等の敷地として相当のものであり、かつ、建築後10年以上経過しており農地への復元が容易ではないと認められます。 願出地の隣接地は、水路を挟んで願出人の所有農地であり、周辺農地への影響はないと思います。ご審議をお願いします。
議 長	ただ今の議第12号 番号3について、質疑等がありましたらお願いします。 (質問、意見等 なし)
議 長	それではお諮りします。議第12号 番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	それでは、全会一致で許可することに決定します。 次に、議第13号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第13号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 番号1 利用権設定地は一筆が調整区域内の白地農地、もう一筆が農振農用区域の農地です。 地目は公簿、現況ともに田です。 耕作利用面積は、2筆合計で957㎡です。 貸人は、相続により農地を取得し、平成26年から農地中間管理事業を活用して利用権を設定し、借人は水稻を作付けしてきました。 その期間が令和7年9月末に満了するため、再度農地中間管理事業を活用して利用権を設定することで話がまとまり、計画の申請に至ったものです。 借人の水稻、露地野菜などの経営農地は約2.8haあり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。 貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。 耕作管理計画によると、引き続き水稻を作付けする予定です。 周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

議 長	次に、議第13号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号2 こちらの案件は、農業委員が関係する案件になります。農業委員会法第31条第1項に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定があります。これに準じて、農業委員は、議案審議の間、一時退席願います。 （農業委員 退席） 事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第13号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号2 利用権設定地は深良大洞川土地改良区圃場整備区域内の農地です。 耕作利用面積は、2区画合計で1,913㎡です。 貸人は平成26年と平成28年にそれぞれ相続により農地を取得しましたが、圃場の整備が終わり利用可能となったことから、経営拡大を目指す借人との間で、農地中間管理事業を活用して利用権を設定することで話がまとまり、令和7年9月末に期間が終了することから、再度申請に至ったものです。 借人は認定農業者であり、経営農地は約8,700㎡あり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。 貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。 耕作管理計画によると、水稻を作付けする予定です。 周辺農地への影響は特に問題はないと思います。
	（農業委員 入室）
議 長	次に、議第13号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号3 事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第13号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号3 利用権設定地は1筆で、白地農地です。 地目は、公簿現況ともに畑です。 面積は、1,579㎡です。 貸人はそれぞれ相続により農地を取得しています。 借人は中間管理事業を活用して、利用権を設定することで話がまとまり、令和7年9月末に期間が満了するため、再度計画の申請に至ったものです。 借人は、露地野菜などの経営農地が約8,200㎡あり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。 貸付期間は、5年間で、使用貸借によるものです。 耕作管理計画によると、露地野菜を作付けする予定です。 周辺農地への影響は特に問題はないと思います。
議 長	次に、議第13号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号4 事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第13号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号4 利用権設定地は農業振興地域内にある農用地で、地目は登記簿が田、現況は畑です。面積は1,260㎡です。 貸人は、平成12年に相続により利用権設定地を取得しました。令和元年から農地中間管理事業を活用して借人に貸し付けていました。その期間が令和7年9月末で満了するため、再度農地中間管理事業を活用して利用権を設定することで話がまとま

了するため、再度農地中間管理事業を活用して利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借人の経営農地は約 4.7ha あり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。貸付期間は 6 年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、芝を作付けする予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

議 長

次に、議第 13 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号 5 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第 13 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号 5

利用権設定地は 14 筆で、青地農地です。地目は公簿、現況ともに田です。

面積は、14 筆合計で 13,223 m²です。

貸人はそれぞれ相続により、農地を取得しています。

利用権設定地はこれまで、それぞれが芝の作付けをしてきましたが、両者の合意により、農地中間管理事業を活用して、利用権設定をするものです。

借人は、農地所有適格法人で、水稻や露地野菜の生産を精力的に行っています。

経営農地は約 4.8ha で、効率的に管理されています。経験・技術についても問題はありません。

貸付期間は、14 年間で、賃貸借によるものです。

耕作管理計画によると、水稻を作付ける予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の議第 13 号 番号 1～5 について、質疑等がありましたらお願いします。

井上恭男委員

番号 5 についてですが、写真を見ると、今から水稻の作付けは間に合わないのではと思われるが。

事務局

番号 5 は新規の案件ですので、許可が出てから土づくりとなるため、これからとなります。

議 長

ほかに質疑等がありましたらお願いします。

それではお諮りします。議第 13 号 番号 1～5 について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

ではこれをもって令和 7 年度裾野市農業委員会 7 月総会を閉会します。

令和 7 年 7 月 10 日（会議録署名人）

5 番署名人

杉山 邦利

6 番署名人

杉山 利博